

安定的な雇用と公正な処遇を求める意見書

わが国は、働く者のうち約9割が雇用関係の下で働く「雇用社会」です。この「雇用社会日本」の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要です。

いま、「成長戦略」の名の下に「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなどといった、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされています。

しかしながら、地方の現状を鑑みると、働く者の犠牲の上に描く成長戦略は、むしろ政府が掲げる「経済の好循環」につながるものではありません。

また、雇用・労働政策は、国際標準であるILOの三者構成原則に基づき、労働政策審議会において議論すべきものと考えます。

こうした現状に鑑み、本議会は、政府に対して、下記の事項を強く要望します。

記

1. 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入など、労働規制の緩和を行わず、雇用の安定を図ること。
2. 低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うこと。
3. 雇用・労働政策に係る議論は、国際標準であるILOの三者構成主義に則って、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行われること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月26日

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿
参議院議長 山 崎 正 昭 殿
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿
厚生労働大臣 田 村 憲 久 殿
経済再生担当大臣 甘 利 明 殿
内閣府特命担当大臣（規制改革）
稲 田 朋 美 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会